

2021年 上半期ハイライト〔上〕

— 当会・本誌の取組みと上半期の法令改正等の動向

編集部

一 はじめに

編集長 A 早いもので、二〇二一年の上半期も本号で終了となる。昨年より始めた「上半期ハイライト」を本年もお届けしたい。本稿では、編集部による座談会の体裁で、本誌と当会の二〇二一年上半期の取組内容やその間の法令改正等の動向を振り返る。読者の皆様におかれては、上半期と今後の法令改正等の動向把握にご活用いただくとともに、本誌・当会の取組みをご確認いただき、下半期も引き続きご支援賜れば幸いです。

本稿では、編集部員のBさん・Cさんに上半期の振り返りを行ってもらうが、上半期の掲載記事については①以下の番号を付すことにしよう。また、以下で言及する「○号」という表記はいずれも本誌のものである。この上半期は連載関係の取組みを多く行ったので、まずはそこから振り返ってもらおう。

編集部員 B 承知しました。

編集部員 C よろしくお願ひします。

A なお、従前より当会HPでは、本誌各号の目次を掲載しているが、本年上半期より、各号目次の論稿タイトルより、会員の皆様（会員

の方とは、機関連送用の宛名ラベルに「会員コード」と記載のある方）にご提供している「商事法務データベース」への直リンクを張ることにした。データベースをご利用いただける当会会員の皆様は本稿で紹介する各論稿をご覧いただく際にはぜひご活用いただきたい。

また、読者の皆様におかれては本稿で取り上げきれない会員解説会、定期欄の内容については図表1、図表2を参照いただきつつ、当会HP等でご確認いただければ幸いです。



《本誌目次一覧》

二 連載関係の取組み

A では連載関係の取組みから紹介してもらいたい。

B まず、本誌では毎年、株主総会担当者の皆様の総会準備に資すために、六月総会の準備開始前のタイミングである年明けから、その年の株主総会に関する実務上の論点を紹介する連載記事を掲載しています。

本年も例年どおり、①「連載」二〇二一年株主総会の実務対応」二二五三号二三頁～二二六号二八頁（全七回）議決権行使基準・議決権行使

目次

- 一 はじめに
- 二 連載関係の取組み
- 三 主な法令改正等と関連記事
 - 1 上半期の動向
 - (1) 会社法・商業登記法関連
 - (2) CGコード関連

助言方針の動向／役員選任議案／報酬議案／事業報告／議事運営／総会終了後事務／商業登記」を掲載しましたが、議決権行使基準・議決権行使助言方針の動向と商業登記を本年新たにテーマに加えました。また、本年は、株主総会担当者向けの関連企画として、②石井裕介「二〇二一年三月総会実務の振り返り——六月総会対応を見据えて」二二六号一五頁を掲載するとともに、企業開示における非財務情報開示の重要性の高まりも踏まえて、③中村慎「二〇二一年三月期有価証券報告書（非財務情報）作成上の留意点」二二六〇号四頁を掲載しました。

A これらの本年の新たな取組みに当たっては、昨年本誌読者を対象として実施した読者アンケートと読者ヒアリング（編集部「二〇二〇年商事法務ハイライト」二二五〇号六

2021年上半期ハイライト

【図表1】 2021年上半期の会員解説会テーマ一覧

2020年度会員解説会	
第5回	「令和元年改正独占禁止法の施行に伴う新制度について」(昨年10月16日～1月15日配信)
第6回	「2020年定時株主総会の総括と2021年定時株主総会に向けての実務ポイント」(昨年12月18日～1月18日配信)
第7回	「会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説」(昨年12月24日～3月1日配信)
第8回	「民事法制をめぐる現状と課題」(1月6日～29日配信)
2021年度会員解説会	
第1回①	「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」の解説(4月1日～30日配信)
第1回②	「仲裁法等の改正に関する中間試案」の解説(4月1日～30日)
第2回	「速報! 3月総会実務のポイント——6月総会対応に向けて」の解説(4月21日～6月1日配信)

【図表2】 本誌定期欄の紹介

毎月5日号掲載
●実務問答会社法 法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。
毎月15日号掲載
●商事法判例研究 京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘、洲崎博史、北村雅史京都大学教授監修。
●実務問答金商法 法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学准教授監修。
毎月25日号掲載
●米国会社・証取法判例研究 神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。
●新商事判例便覧 法律実務家が、毎回4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。
適宜掲載
●商事法務トピック 時々の国内トピックを解説。
●海外情報 時々の海外トピックを解説。
毎号掲載
●ニュース 編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。
●スクランブル 時々のトピックを論評。

八頁参照)から貴重な示唆を得ている。ご協力いただいた皆様にはこの場を借りてあらためて感謝申し上げます。

本年下半期中には、例年どおり二〇二一年総会の実態を振り返り、今後の実務への示唆を得ることを目的とする連載(九月)、二〇二一年版株主総会白書の刊行(二月五日号)、二〇二二年総会対応をテーマとする会員解説会の開催(二月)をそれぞれ予定している。ぜひこれからも二〇二二年総会に向けた準備に活用していただきたい。

長年ご愛顧いただいている株主総会担当者の皆様向けの記事は、ますます充実させていきたい。

B また、令和元年改正会社法が三月一日より施行され(後記三1)、二〇二一年株主総会では同改正対応が非常に重要な要素となりました。

①連載でも改正を踏まえた解説を掲載しましたが、重ねて、④渡辺邦広、野澤大和、邊英基、青野雅朗、坂本佳隆(連載)改正会社法実務対応Q&A(二二五三三六七頁、二二五七号五一頁)を掲載しました。本連載は、本誌の定期欄である実務問答会

社法の特別編として、改正対応について令和元年改正会社法施行前後に企業担当者から多く相談が寄せられたテーマ二七問について、短文で端的な答えを示すことを目的に企画したものでした。

A ④連載は本誌としてはじめての試みだったが、①連載と合わせて改正法対応に臨む皆様に実務指針をご提供できたのではないかと思う。

B さらに、本年の新連載として、⑤玉井裕子、埴尚義、岡野辰也、工藤靖、内藤卓未(連載)実例から読み解く二〇二一年実務の動向

二二五三三三頁、二二五七三〇頁も掲載しました。本連載は、本誌読者の皆様が業務上かかわることも多いであろう、M&A、コンプライアンス、金融商品取引法上の開示不正・不正取引の各テーマについて、二〇二〇年に発生・成立し、あるいは公表等がなされた特に注目すべき事例の概要等を紹介し、見出される検討すべきポイントや今後の実務上の示唆を整理することを目的としたものです。

A 企業実務には、法令改正や司法判断等だけでなく、各年に発生す

2021年上半期ハイライト

る実際の事例も大きな影響を与えるところである。これまでも本誌では、個別の論稿、巻末のスクラップ欄、不定期欄である商事法務トピック欄などで注目事例を適宜のタイミングで扱ってきたが、⑤連載は一年間の重要事例を、網羅性をもって読者の皆様にご紹介することを目的に新たに設けたものであった。

B 本年上半期に司法判断を含めて重要事例を扱ったものとしては、⑥商事法務トピック「有価証券届出書の虚偽記載に係る元引受証券会社の責任——最高裁令和二年一月二二日判決の検討」二二五〇号一六頁、⑦志谷匡史「元引受証券会社の引受審査責任——エフオーアイ事件最高裁判決の検討」二二五八号四頁、⑧桑原聡子「関口健」渡辺邦広「朽網友章」非上場会社における二段階買取に係る「公正な価格」の検討——日本生命と三井生命の経営統合をめぐる株式売買価格決定事件を題材に」二二五九号二三頁、⑨スクラップ欄「買収防衛策に基づく取締役会限りでの対抗措置発動——相次ぐ司法判断から考える」二二六〇号六六頁、⑩スクラップ欄「議決権行使書面の発送はいつまでに必要か?——一五日間問題」二二六二号八四頁、⑪スクラップ欄「米国の二〇二一年総会シーズンにおける三つの

キーワード」二二六三号六二頁、⑫太田洋「日邦産業事件および日本アジアグループ事件と買収防衛策の今後」二二六四号二二頁・二二六五号一七頁などがありました。

A コーポレートガバナンス関連の連載はどうか。

B ESG関連企画としては、⑬近澤諒「宮田俊」今仲翔「連載」ESGと商事法務」二二五五号四頁、二二五八号三四頁も掲載しました。

ESG投資の隆盛を背景に、ESGと株主対応、ESGと開示、およびESGとM&Aの三つの場面を取り上げ、ESG投資が法務上の対応に与える影響と対策について検討を行いました。事前調査として商事法務研究会会員企業約二五〇社を対象とした簡単なウェブアンケートを実施した点も新たな取り組みでした。

なお、本連載でも言及され、社会的な注目も集まった、アクティビストからエクソン・モービル社への役員選任提案に関する経緯やそこからの示唆等については、⑭近澤諒「エクソン・モービルにおけるESGアクティビズムとその教訓」二二六五号二七頁を掲載しています。

A 本連載も反響は大きかった。お忙しいところアンケートにご協力いただいた会員企業の皆様にはあらためて感謝申し上げます。読者の皆

様から注目の高いESG関連企画には引き続き注力していくつもりである。

B また、三月末からは、本誌編集部が企画・編集に協力する形で、株式会社商事法務が運営するウェブサイトに商事法務ポータル上で、⑮「連載」ガバナンスの現場——企業担当者の視点から」という企業担当者が執筆するエッセイ欄の掲載が開始されました。本欄は、自身の経験に基づくコーポレートガバナンスに関する担当者目線の問題意識や各社のリアルな取組みを、二、〇〇〇文字程度の短文でざっくりばらんに語っていただくことを目的としており、現在第一期として八回分を掲載していま



《ガバナンスの現場
第一期一覽》

A 本誌で扱うテーマの中でも、コーポレートガバナンスに関しては、政府・官公庁等が定めるコードやガイドライン等の内容を形式的に自社に適用するのではなく、その趣旨を踏まえた上で自社の状況に合わせた最適なコーポレートガバナンスを主体的に選択していく企業ごとの取組みが本来求められる点から、コードやガイドライン等の解説にとどまらない各社の取組状況に関する

情報提供が特に重要になると考えている。本誌では、コーポレートガバナンスの取組状況に関するさまざまな分析記事や、片倉直「竹安将」南部昭浩「藤原幸一」倉橋雄作「座談会」取締役会事務局のあり方と取組み——取締役会の実効性向上のために」二二五四号四頁、二二五八号四二頁のような企業担当者を中心とした座談会記事を掲載する形でそのような情報提供を図ってきたが（次号で紹介）、⑮連載もその延長線上の企画と位置づけている。

商事法務ポータルは、当会会員の皆様は特別の登録なく、またそれ以外の読者の皆様も本連載は無料会員登録によりご覧いただけます。ぜひご確認いただきたい。



《商事法務ポータル
の活用方法》

さらに、コーポレートガバナンスに関しては、本号六二頁の案内のとおり、次号より「二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地」と題した新連載を始める予定である。コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」という）の策定以来、徐々に本誌内ではコーポレートガバナンス関連記事の扱いを増やしてきたが、コーポレートガバナンスの多様なテーマを連載形式で網羅する試

〔図表3〕 本誌ニュース欄掲載内容の紹介

毎号掲載
●ニュース 各号直近の本誌関連トピックを整理して紹介。
●今後の掲載予定 次号以降の掲載予定論稿や掲載予定テーマを紹介。
●あとがき 編集部が本号の注目論稿等を紹介。
毎月5日号掲載
●月間日誌 前月の本誌関連トピックを幅広く振り返り。
●定時株主総会の概況 最新の定時株主総会の概況を紹介。
毎月15日号掲載
●内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者 同制度の前月登録事業者等を公表。
適宜掲載
●裁判情報 注目される裁判例等の概要を速報的に紹介。
●ご案内 当会・本誌からの案内事項を掲載。

〔図表4〕 上半期日誌——主な法令改正等

(6月20日現在)

1月	
7日	政府、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を発令（3月21日に解除）
15日	金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」等を改訂・改正
18日	第204回国会（常会）が召集される（会期は6月16日まで）
22日	経産省、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ（制度編）」を取りまとめ
22日	全株懇、会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針の改正を公表
29日	会社法施行規則等の改正省令が公布される（ウェブ開示によるみなし提供制度の範囲を拡大する時限的改正等） 商業登記規則等の改正省令が公布される（印鑑提出任意化に伴う改正等）
2月	
3日	令和元年会社法等改正に伴う金融庁関係政府令等改正が公布される 経産省、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」を公表 商事法務研究会、「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」の第1回会議を開催
8日	第45回金融審議会総会・第33回金融分科会合同会合が開催される
10日	法制審議会総会の第189回会議が開催される
12日	東証、会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正を公表

みであり、来年以降も定例企画にしたいと考えている。

三 主な法令改正等と関連記事

1 上半期の動向

A 続いて、本誌の掲載記事の背景となつている上半期の法令改正等の動向を振り返り、関連する論稿を紹介してもらおう。また、下半期に注目すべき動向についても紹介してもらいたい。

なお、本誌では毎号末尾にニュー

ス欄を設けており（概要は図表3参照）、各号の刊行の間に起こった主な本誌関連テーマの概要はここで確認できる。読者の皆様には、より詳細な調査のきっかけや、適宜のタイミングでの振り返りなどにご活用いただきたい。

(1) 会社法・商業登記法関連

C 本年上半期は社会的には引き続き新型コロナウイルス禍にありました。政府による二回目の緊急事態宣言が、一月七日に（三月二日に解除）、三回目が四月二三日に（六月二〇日に解除）発出されました。そのような

中、第二〇四回通常国会が、一月一日に召集され、六月一六日に閉会しました。

A 会社法・商業登記法関連の動向はどうか。

C 本年三月一日は、株主総会資料の電子提供制度等の一部の改正項目を除いて、令和元年改正会社法の施行日でした。本改正の改正項目は、株主総会資料の電子提供制度以外に、株主提案権、取締役の報酬等、補償契約・D&O保険、業務執行の社外取締役への委託、社外取締役の設置義務づけ、社債の管理、株式交

付等と多岐にわたります。

令和元年改正会社法は、二〇一九年一二月に成立・公布され、その後、昨年一月二七日に、同改正内容を具体化する会社法施行規則等の改正が公布されました。

B 本誌ではすでに昨年までに令和元年改正会社法に関連する多数の記事を掲載していますが（編集部「二〇二〇年商事法務ハイライト」二二五〇号七一頁参照）、昨年末〜本上半期には、前記施行規則等改正の立案担当者解説である、⑬渡辺論⑭蘭牟田泰隆⑮金子佳代⑯若林功晃

2021年上半期ハイライト

	日本公認会計士協会、「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（監査基準委員会報告書720）を公表
16日	金融庁、「記述情報の開示の好事例集2020」への事例追加を公表
25日	法務省、「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」で意見募集
26日	法務省、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」で意見募集 監査役協会、KAM等に関する監査役等の監査報告の記載について公表 監査役協会、「改正会社法及び改正法務省令に対する監査役等の実務対応」を公表
3月	
1日	令和元年改正会社法が施行される
9日	経団連、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」を公表
19日	法務省、「仲裁法等の改正に関する中間試案」で意見募集
22日	金融庁、「記述情報の開示の好事例集2020」への事例追加等を公表（監査の状況、「役員の報酬等」等の開示の好事例等）
26日	経産省、「大企業×スタートアップのM&Aに関する調査報告書（バリエーションに対する考え方及びIRのあり方について）」を公表
31日	所得税法等の一部を改正する法律（法律第11号）が公布される
4月	
5日	経営法友会・商事法務研究会、「第12次法務部門実態調査」中間報告を公表 商事法務研究会（内部通報制度認証事務局）、申請・審査の実態概況報告を公表
7日	東証、コーポレートガバナンス・コード改訂案等で意見募集
	金融庁、対話ガイドライン改訂案で意見募集
14日	商事法務研究会、「商事法の電子化に関する研究会」の第1回会議を開催
20日	商事法務研究会、「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」の第1回会議を開催
21日	日本IR協議会、「第28回IR活動の実態調査」調査結果を公表
23日	政府、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を発令（6月20日に解除）
26日	東証、2021年3月期の定時株主総会の動向を公表
27日	商事法務研究会、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の第1回会議を開催
28日	民法等の一部を改正する法律（法律第24号）が公布される 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（法律第25号）が公布される 消費者庁、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等で意見募集 中企庁、「中小M&A推進計画」を公表
30日	東証、市場区分の見直しに向けた第二次改正要綱に基づく有価証券上場規程等の一部改正を公表

〔連載〕会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説——令和二年法務省令第五二二五〇号四頁、二二五四号一四頁を掲載しました。

また、本年六月株主総会準備においては、令和元年改正会社法改正対応が重要な要素となっているため、その点を踏まえて①連載、④連載を掲載したことは前述のとおりです。

C 令和元年会社法改正に付随してさまざまな法令等改正もなされました。まず、全国株主連合会は、一月二二日、「会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針の改正に

ついて」を公表しました。同改正は、令和元年会社法改正に伴い、「定款モデル」「事業報告モデル」「招集通知モデル」「株主総会参考書類モデル」「決議通知モデル」「株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針」を改正するものです。また、日本経済団体連合会は、三月九日、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社各種書類のひな型（改訂版）」を公表しましたが、同改訂も令和元年会社法改正に伴う所要の改正を中心とした改正です（二二五三

号、二二五七号ニュース）。

また、企業会計基準委員会は、一月二八日、実務対応報告第四一〇号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」、改正企業会計基準第五号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、改正企業会計基準適用指針第八号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を公表しました。これらは、令和元年会社法改正により、上場会社が、取締役等の報酬等として新株の発行等をするときは、金銭の払込み等を要しないこととされたことを受け、

その場合における会計処理および開示を明らかにすることを目的とするものです（二二五四号ニュース）。

さらに、令和元年会社法改正に伴う金融庁関係政府令等改正が二月三日に公布され、三月一日までに施行されました。同改正の内容は多岐にわたりますが、本誌とのかかわりでは、令和元年会社法改正における取締役等に関する規律の見直し（取締役等の報酬、補償契約、役員等賠償責任保険契約）、株式交付制度や社債管理補助者制度の新設などに対応するための有価証券報告書等の開示

2021年上半期ハイライト

	東証、TOPIX等の見直しについて公表
5月	
10日	IOSCO、サステナビリティ報告に係るステークホルダーの意見を公表
19日	デジタル社会形成基本法（法律第35号）等が公布される
20日	法制審議会総会の第190回会議が開催される
26日	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（法律第46号）が公布される 公取委、令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況を公表
31日	経産省、「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会（SX研究会）」の第1回会議を開催
6月	
2日	金融庁、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書」を公表 東証、「2021年3月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果」を公表
7日	経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬——企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引」の改訂を公表
10日	経産省、「非財務情報の開示指針研究会」の第1回会議を開催
11日	東証、改訂コーポレートガバナンス・コードを公表 金融庁、改訂対話ガイドラインを公表
15日	経団連、「報告書『SDGsへの取組みの測定・評価に関する現状と課題』——『行動の10年』を迎えて」を公表
16日	第204回国会（常会）が閉会 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（法律第70号）が公布される（バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする特例等が同日施行）
18日	経済財政運営と改革の基本方針2021、成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップが閣議決定される 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」を公表

事項の改正や、株式交付制度の新設に伴い、インサイダー取引との関係で株式交付に係る軽微基準を設ける改正等がなされました（二二五四号ニュース）。

そして、第二〇四回通常国会で成立し、四月一日に施行された**所得税法等の一部を改正する法律**（令和三年法律第一一〇号）は、令和元年会社法改正で創設された株式交付制度の活用促進の観点から、一定の場合に株式交付親会社の株式を交付された株主における課税繰延べ措置を認めること等を内容としています（二二

五九号ニュース）。

六月七日には、経済産業省が「攻めの経営」を促す役員報酬——企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引」の改訂を公表しましたが、これも令和元年会社法に係る部分を中心とした改訂でした（二二六五号ニュース）。

B 本誌では、経団連モデルの改訂について、担当者による概要紹介である、⑰浅野岳紀「宮内優彰「株式会社の各種書類に関する経団連ひな型改訂のポイント」——会社法および

び法務省令の改正を踏まえて」二二五八号四八頁を掲載しています。また、①連載、④連載は全株懇モデルの改正・経団連モデルの改訂を前提とした解説を行っています。さらに、資料版/商事法務では全株懇モデル改正の解説として、中川雅博「会社法改正に伴う全株懇モデルおよび事務取扱指針の改正」同誌四四三号六頁、経団連モデル改訂の解説として、浅野岳紀「宮内優彰「株式会社の各種書類に関する経団連ひな型改訂の解説」——会社法および法務省令の改正を踏まえて」同誌四四四

号六頁を掲載しています。

また、株式報酬実務対応報告等について、企業会計基準委員会委員長による解説である、⑱小賀坂敦「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する会計処理の解説」二二五九号四頁を掲載しています。

さらに、令和元年会社法改正に伴う金融庁関係政府令等改正については立案担当者解説である、⑲神保勇一郎「平沢由里絵・森卓也・西原彰美」会社法改正に伴う金融商品取引法施行令、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正の概要」二二五九号一〇頁を掲載しています。

また、昨年末〜本年上半期には、令和元年会社法改正が金商法上の諸論点に与える実務上の影響を解説する連載、⑳谷口達哉「上島正道」船越涼介「連載」令和元年会社法に関する金商法上の諸論点」二二四五号一七頁、二二五〇号三一頁、二二五二号二五頁、二二六一号三八頁を掲載しています。さらに、令和元年会社法改正で認められた役員報酬としての株式無償交付に関する、金商法開示規制上の発行価額の考え方に関する四つの論点を検討する、㉑中村慎二「金融商品取引法における発行価額に関する考察——取締役等に対する株式の無償交付を題材として」二二六四号三〇頁も掲載してい

2021年上半期ハイライト

ます。

C また、会社法関係では、一月二十九日、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(令和三年法務省令第一号)が公布され、一部を除き同日より施行されています。同改正は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一月二十九日～九月三〇日の間に招集の手続が開始される定時株主総会に係る事業報告および計算書類の提供に限り、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度(会社法施行規則一三三三条三項、会社計算規則一三三三四項等)の対象となる事項の範囲を拡大すること等を内容とするものです(二二五三三号ニュース)。

B 同改正のうち、みなし提供制度の範囲拡大を内容とする部分の改正については、昨年五月一日に公布・施行され、同年一月一日の経過により失効した時限的改正と同様ですが、本誌では、昨年五月に同改正の解説(塚本英巨「ウェブ開示の対象を拡大する特例措置に係る法務省令改正の概要」二二二一三三頁)を掲載しています。

C 令和元年会社法改正に伴い、二〇一九年一月には、**商業登記法**も改正されました。それに伴い、本年一月二十九日に商業登記規則等も改正され、両改正は一部を除いて二月

一日と三月一日に施行されています。二月一日施行分では、印鑑提出の任意化、使用可能な電子証明書の見直し等がなされ、三月一日施行分では、取締役等の報酬等である株式および新株予約権に関する特則、株式交付制度、新株予約権に関する登記事項の見直し等がなされています。

B 本誌では、二月一日施行分についての立案担当者解説として、**②青山琢磨**「服部直樹」(令和三年改正商業登記規則等に基づく商業・法人登記事務の取扱いについて——令和三年二月一日施行に係る部分)二二六五号四頁を掲載しました。また、三月一日施行分についても解説記事を掲載予定です。

(2) CGコード関連

A 続いてCGコード関連の動向はどうか。

C 三年に一度の改訂が予定されているCGコードですが、六月一日に、二〇一八年六月以来、二回目の改訂がなされました。同改訂の議論は、昨年一〇月二〇日よりスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議で七回にわたってなされました(二二四四号、二二四八号、二二四九号、二二五三三三、二二五五号、二二五七号、二二六〇号

ニュース)。

改訂テーマは多岐にわたりますが、取締役会の機能発揮のためにプライム市場上場会社に対して、これまで二名以上とされていた独立社外取締役を少なくとも三分の一以上選任すべきとされた点、企業の中核人材における多様性の確保やサステナビリティに関する観点が強調された点、支配株主を有する上場会社について少数株主の利益保護や内部監査部門を活用したリスク管理体制の整備に言及された点などが注目を集めました。CGコード自体の改訂と同時に、付属文書である投資家と企業の対話ガイドラインも改訂されており、より踏み込んだ内容への言及もなされています。

また、今回の改訂の特徴は、東京証券取引所で二〇二二年四月四日に予定されている市場区分の見直しとの関係が密接である点でした。たとえば後述のとおり、東証は昨年二月二一日、「新市場区分の概要等について」を公表し、プライム市場上場会社にはより高い水準のガバナンスを求める旨を公表してきましたが、実際に今回公表された再改訂CGコードでは、前述の独立社外取締役の三分の一以上選任のほか、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームの利用、英語での開示など

「旬刊商事法務データベース」トライアルのご案内

当会では、会員の皆さまに機関誌「旬刊商事法務」の創刊号から最新号までの全収録記事を発行年月日、号数、著者名、論文・記事タイトルのほか、フリーキーワードなどで検索・閲覧できる「旬刊商事法務データベース」(会員専用の電子版)を無償で提供しております。

これからご入会を希望される方で「旬刊商事法務データベース」を体験したい方のために、トライアルを実施しておりますので、ぜひご利用ください。

トライアル申込要領等は、下記のサイトでご確認ください。

https://www.shojihomu.or.jp/database_trial



《お問い合わせ先》公益社団法人商事法務研究会 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10
 会員管理部 電話03-5614-5637 電子メールorder@shojihomu.or.jp

2021年上半期ハイライト

プライム市場上場会社を対象にした原則等がいくつか設けられました。再改訂CGコード適用の日程については、遅くとも本年一二月までに、改訂内容に沿ったコーポレート・ガバナンス報告書の提出を行うこととされている。プライム市場上場会社のみ適用される原則等に関しては、二〇二二年四月以降に開催される各社株主総会の終了後すみやかな同報告書提出が求められる。

B 再改訂CGコードに関しては、まず、前記フォーアアップ会議メンバーでもある著者が、再改訂の主要論点六点を経緯等も含めて解説した、⑳神作裕之「コーポレートガバナンス・コード改訂とガバナンス改革」二二四号四頁を掲載しました。また、本号では、再改訂CGコード等の立案担当者解説である、㉑島崎征夫「池田直隆」浜田幸「島貫まどか」西原彰美「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂の解説」本号四頁を掲載するとともに、前記フォーアアップ会議メンバーが参加し、改訂の重要論点等を議論する、㉒神田秀樹「翁百合」島崎征夫「青克美」武井一浩「座談会」二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂——市場構造改革を踏まえて」本号二〇頁の掲載していま

す。
合わせて、次号よりスタートする「連載」二〇二二年コーポレートガバナンスの現在地」は、再改訂コードの内容も踏まえた議論を掲載する予定です。

〔下〕では新市場区分、バーチャル総会、開示等を扱う予定です。

次号スタート！

新連載のご案内 「2021年コーポレートガバナンスの現在地」

コーポレートガバナンスの各テーマについて、企業は現時点でどのような取組みを行うべきかについて、有識者が考え方を整理し、実務指針を示します。

旬刊商事法務編集部

〈掲載予定テーマ一覧〉

- I 会社事業の視点
 - ・ 資本コスト経営
 - ・ 社会・環境問題への対応
 - ・ 事業ポートフォリオマネジメント
 - ・ デジタルトランスフォーメーション
 - ・ 人財ガバナンス・知財ガバナンス
- II 会社組織の視点
 - ・ 取締役会の構成（スキル、ダイバーシティ）
 - ・ 取締役会議長
 - ・ 社外取締役の機能発揮
- III グループガバナンス
- IV 対話の視点
 - ・ CEO後継者計画と指名委員会
 - ・ 役員報酬と報酬委員会
 - ・ 経営陣幹部の監督・選解任
 - ・ 監査役役割
 - ・ コンプライアンス（内部監査・内部通報等）
 - ・ モニタリングモデルと機関設計
 - ・ 取締役会実効性評価
 - ・ 取締役会事務局